

○射水市心身障害児通園通院等介護助成金要綱

平成17年11月1日

告示第72号

改正 平成21年2月19日告示第19号

平成24年3月30日告示第75号

平成24年6月25日告示第149号

(目的)

第1条 この要綱は、心身障害児(18歳未満)の心身障害児施設等への通園、通学若しくは入園又は病院への通院若しくは入院(以下「通園等」という。)に対して、交通機関等を利用して介護に当たっている保護者に助成することにより、その児童の健全なる育成を助長し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(受給資格)

第2条 この助成の受給資格は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)の規定による身体障害者手帳の交付を受けている児童
- (2) 富山県療育手帳交付要綱(昭和49年富山県告示第165号)第2条の規定により療育手帳の交付を受けている児童

(助成要件)

第3条 助成を受ける資格を有する児童(以下「受給資格児」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本市の住民基本台帳に記録され引き続き1年以上居住している障害児であって、年度内に通園等の日数が24日以上のものであるとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の受給資格児が次の各号のいずれかに該当するときは支給しない。

- (1) 射水市に居住しなくなったとき。
- (2) 障害児が死亡したとき。
- (3) 法第16条及び富山県療育手帳交付要綱第9条の規定により、身体障害者手帳又は療育手帳を返還しなければならなくなったとき。

(申請)

第4条 この助成金の交付を受けようとするときは、射水市心身障害児通園通院等介護助成金申請書(別記様式)を市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第5条 この助成の支給額は、一世帯につき年額1万2,000円とする。

2 この助成の支給は、認定を受けた日の属する年度から資格喪失の日の属する年度までとし、各年度分を一括して当該年度末に支給する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成21年2月19日告示第19号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第75号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月25日告示第149号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

様式 略